

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031

目次

- P2 高知市農業施策等に関する意見書を提出、高知市議会議員との意見交換会を開催
- P3 「非農地判断」を行います、農地の適正な管理について
- P4 農地銀行、農業者年金について 全国農業新聞について



年頭のあいさつ



高知市農業委員会
会長 大野 哲



明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農業でも、花き生産者をはじめ、様々な形で、本市の農業者の営農に大きな影響が広がりました。一刻も早い事態の収束を願うばかりです。

さて、日本の農業は今、大きな転換期を迎えていると考えています。ここ数年の農業政策を見るに、見直し作業を通じて制度改正や政策改善等が続いています。最近では、「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われ、食料安全保障の観点に立った政策方針が示されました。

この計画にも関連しますが、国が今、力を入れている取組の一つに、「担い手への農地利用の集積・集約化」があります。「担い手の育成・確保」とあわせた取組でもあります。農業委員会もこの役割の一翼を担うことになっていきます。

しかし、令和5年までに目標8割とする、国が掲げた担い手への農地集積率は、5割に届いた以降は鈍化しており、これに対し政策的な後押しが必要となりました。そこで見直されたのが、「人・農地プランの実質化」の取組です。

「実質化」とは、農業者等による地域での話し合いの下で、5年後、10年後の地域農業のあり方を見据えた点検と将来方針を作成するもので、この作業を通じて、人・農地プランを中心とした、各地域の体制の立て

直しと営農活動の活性化を狙うものだととらえています。主な目的は、担い手への農地利用の集積化を加速させることにあります。

この取組は、これまで政策的に踏み込めていなかった中山間地域にも広げられ、今年度から始まった中山間地域等直接支払制度の第5期対策から「集落戦略」の作成が加わることになりました。

やるかやらないかは、最終的に地域の判断に委ねられますが、人口減少と高齢化が避けられない中で、地域が主体となって、地域農業の展望を一緒に考え、地域の担い手や農地利用のあり方等について話し合うことは、とても有意義な取組です。

しかし、これは、新たに話し合いから始めないといけないことでありますので、農業者等にとっては負担が生じることであり、あわせて地域の力量が求められるものでもあります。

公選制から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変わった改正農業委員会法が施行されてから、早、5年目を迎えています。昨今の農業政策や地域農業の現状の変化に対して、今後、どのように対応していくのか、農業委員会の力量も同時に求められています。

気持ちを新たにこの一年頑張ってください。今後はとも当委員会へのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

令和3年度における高知市農業施策等に関する意見書を提出

令和2年10月19日、高知市農業委員会は「令和3年度における高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長に手渡しました。今回の意見書では、より積極的な取組を要望する事項について、「重点要望」として取りまとめています。意見書の主な内容は、次のとおりです。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】

〈重点要望〉「人・農地プランの実質化」への取組と農地中間管理事業の活用推進、農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

〈要望〉多面的機能支払交付金制度を活用する組織への支援拡充

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

〈重点要望〉有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援

〈要望〉中山間地域等直接支払制度に取り組む持続的な生産活動に対する支援

【新規参入の促進に関する要望】

〈重点要望〉新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設、後継者確保のための親元就農支援の拡充

〈要望〉地域の担い手となる新規就農者等への支援の拡充

2 高知市の農業発展に関する要望

〈重点要望〉市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充、認定農業者及び女性農業者の育成と営農指導体制の強化、スマート農業の推進による省力化・生産性の向上

〈要望〉都市農業における農業用水の水質保全と安定供給、全量高知市産米の使用を柱とした高知市産学校給食用食材の使用拡大と食育の推進、正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施、農業用タンクの南海トラフ地震対策への支援拡充、春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進、農業振興地域整備計画の変更手続きの改善と全体見直しの実施、農業委員会活動に対する予算措置

3 国・県への要望

〈要望〉食料自給率向上のための農業従事者の確保、農業次世代人材投資事業の制度見直し、農業者年金における保険料補助の拡大、ドローン防除用の適用薬剤の拡大、稲作におけるジャンボタニシの広域的な防除対策、放置竹林による侵食被害防止のための取組、春野地域における新川川流域の治水対策



意見書(全文)については、高知市のホームページ(<https://www.city.kochi.kochi.jp>)に掲載しています。

高知市議会議員との意見交換会を開催

令和2年12月3日に、市議会議員と農業委員会との意見交換会を行いました。

この会は、農業委員会が市長に提出する意見書の実現と農業への関心を高めることを目的に、農業委員会が新体制になった平成29年度から行っているもので、今回で4回目の開催となりました。

当日は、女性農業者への支援や、新型コロナウイルスによる花きの需要への影響、基盤整備の必要性などを中心に意見交換を行いました。市議会議員、農業委員双方から活発な発言があり、高知市の農業が抱える課題についてお互いの認識を深めることができました。

農業委員会の大野会長は「この意見交換会が途切れることのないよう、今後も引き続きお願いしたい」と述べ、これを両者が確認して閉会しました。



「非農地判断」を行います

「農地に該当しない土地」の農地台帳からの除外について

●「非農地判断」とは？

現在、高知市内には登記地目が田、畑である土地が、約4,470ヘクタールあります。しかし、この中には、既に現地在が山林化しており、農地としての利用が困難な土地なども含まれています。

高知市農業委員会では、農地法第30条の規定に基づいて、農地の有効かつ効率的な利用促進を目的に、農地の利用状況調査（農地パトロール）を毎年行っています。

この調査において、現地在が山林化しているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれず、農地に復元することが著しく困難で、周辺の農業生産に対して悪影響等を及ぼすおそれがない土地があった場合は、農業委員会は、その土地について農地法に規定する「農地」に該当するか否かについて判断を行うこととされています。

「農地」に該当しない旨の判断を行った場合は、農地台帳から当該土地の情報が消去されるとともに、農地法の制限の対象外となります。この取り扱いの手続きを「非農地判断」と言います。（土地の所有者から



山林化が進んでいる山間農業地域

の申出により、現地在が既に農地ではないことを証明する「非農地証明」の手続きとは異なります。本年度、高知市農業委員会では「高知

市農業委員会非農地判断事務取扱要領」を定め、この手続きの制度を整備しました。

●実際の手続きは？

「非農地判断」は「非農地証明」の手続きとは異なり、農地利用状況調査（農地パトロール）の成果を農地台帳に反映させるためのもので、土地の所有者の方が行う申請等ではありません。

「非農地判断」の手続きを行うときは、あらかじめ土地の所有者の方に文書で通知した後、農業委員・農地利用最適化推進委員等が現地調査を行ったうえで、農地総会での議決により非農地判断の決定を行うこととなります。決定の内容については、後日、所有者等の方々に「非農地通知書」をお送りします。

また、非農地判断をした場合には、高知市資産税課及び高知市方法務局等にその旨を通知します。これにより、課税上の地目が、現況に合わせて変更されることがあります。

なお、この通知で自動的に登記地目の変更が行われることはありませんが、登記地目の変更をご希望される場合には、「非農地通知書」を添えて地目変更登記の手続きを行っていただくことになります。

●まず土佐山・鏡地区から

農地台帳に登録されている「農地面積」は、「人・農地プラン」や中山間地域等直接支払制度の第5期対策から導入される「集落戦略」の作成にも使われます。

現在、昨年度までに行いました農地の利用状況調査（農地パトロール）の結果に基づき、土佐山地区、鏡地区の山林化した農地から順に、地区単位で非農地判断を行う計画を立てています。

お手元に非農地判断を行う旨の通知が届きました際には、ご理解並びにご協力をよろしくお願ひします。

農地の適正な管理を

お願いいたします

農業委員会では、毎年5月から10月頃にかけて農地パトロールを実施し、遊休農地の把握と解消に努めています。

令和2年度も農地パトロールを実施し、遊休農地として確認した農地については、土地の所有者や耕作者の方に、農地の利用意向調査、もしくは草刈りのお願ひの文書を昨年11月に発送しました。

また利用意向調査では、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員から直接、農地の利用についてご意向などをお聞きする場合があります。

農地の所有権や賃借権を持つ方は、農地法で農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬと定められています。

また、農地が耕作放棄されると、病害虫の発生を招いたり、冬季には火事の原因になるなど、周囲の農地を耕作している方や、周辺に居住している方にもご迷惑がかかります。

農地の所有者や耕作者の方は、耕作を行わない農地についても、草刈りなどの保全管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、ご自身での農地の管理が難しい場合には、耕作をしてくれる方を早めに探すことで、遊休農地化を防ぐことができます。農地中間管理機構（高知県農業公社）や高知市農地銀行を通じて、農地の売買や賃借の相手方を探すことも可能です。

高齢のため農地を耕作することが難しくなっている方、後継者がおらず将来の農地の管理が心配な方などは農業委員会事務局（☎823・9484）にご相談ください。



農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください。

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けています。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和2年11月現在）

単位：件

地区	売りたい		貸したい		地区	売りたい		貸したい		
	田	畑	田	畑		田	畑	田	畑	
朝倉	2	1		1	春野町	弘岡上	7	4	3	
旭				2		弘岡中	13	2	11	
鴨田	1	2		1		弘岡下	16	3	9	
初月		1				西分	8		5	
秦		1		1		芳原	5	2	1	2
一宮		1				内ノ谷	2		5	
布師田	8	1				西諸木	3	1	1	
高須	6		2			東諸木	11	1	3	1
五台山	6	2				秋山	15	1	6	1
三里	2	5		3		甲殿	6		1	1
長浜	6	11	4	4		仁ノ	4	1	7	1
介良	3	1	6	1		西畑	3		2	
大津	18	2	2			森山	8	2	1	
鏡	4	1	2			平和		1		
土佐山	1		1							

農業者年金へ加入しませんか

◎農業者年金には、次の要件を満たす方なら経営主だけでなく配偶者や後継者などなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方

◎積立方式のため、自分が掛けた金額は年金として生涯もらえます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで千円単位で自由に変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎認定農業者など意欲のある担い手には、一定の要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

家計や経営にもメリットがある年金です。詳しい内容は、お近くのJAまたは農業委員会事務局（☎823-9484）までお問い合わせください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門紙です。

- ◆発行日 毎週金曜日(月4回)
- ◆購読料 月700円(送料・税込)

お申し込みは…農業委員会事務局(☎823-9484)まで。